○国土交通省告示第六百二十三号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年六月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

1の表一般会計の項中

地域再生推進費	地域再生基盤強化交付金

を

地域再生推進費	地域再生基盤強化交付金
住宅対策事業費	公営住宅整備費等補助

に改める。

2の表一般会計の項中

社会資本整備・管理効率化推進費	官民連携社会資本整備等推進費補助金

を

社会資本整備・管理効率化推進費	官民連携社会資本整備等推進費補助金
	都市環境改善支援事業に限る。
総合的物流体系整備推進費	港湾荷役機械等災害復旧費補助金
住宅施設災害復旧事業費	住宅施設災害復旧事業費補助

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十二年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第六百二十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月二十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G－2297	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＫ12ＢＥ1	三菱　ＤＢＡ－ＭＢ15Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第六百二十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年二月八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒C－162	年少者用補助乗車装置　タカタ　ＩＦＸ－30	三菱　＊＊＊－ＭＢ15Ｓ	タカタ株式会社　東京都港区赤坂２丁目12番31号

○国土交通省告示第六百二十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年二月八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒N－1153	騒音防止装置　日野　01－Ｅ13Ｃ－12	日野　ＬＫＧ－ＳＳ1Ｅ＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第六百二十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年二月八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G－2152	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｅ13Ｃ－Ｖ日Ａ	日野　ＬＫＧ－ＳＳ1Ｅ＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第六百二十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年二月十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G－2171	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＣＷＬＦ－ＤＢＡ1	ニッサン　ＤＢＡ－ＣＷＥＦＷＮ	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号
㊒G－2226	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＣＷＬＦ－ＤＢＡ2	ニッサン　ＤＢＡ－ＣＷ　〃ＥＡＷＮ	

○国土交通省告示第六百二十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年二月十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月十日

国土交通大臣　大畠　章宏